

2019/2/3 シンポジウム「裁判から見えてきた原発災害」(白河市中心公民館)

福島「農地の原状回復訴訟」

農地汚染そのものが被害, イタイイタイ病被害地域同様の復元を!

林 衛

富山大学人間発達科学部

科学コミュニケーション研究室

(教科教育学・市民社会メディア論)

hayashi@scicom.jp

科学研究費助成事業課題番号24501245

原発震災で問われた「発表ジャーナリズムの限界」の検証・克服をめざす基礎研究

科学研究費助成事業課題番号16H03092

放射線影響研究と防護基準策定に関する科学史的研究

本発表のポイント

- 農地の原状回復訴訟は何を求めているのか
- 1審敗訴, 2審勝訴, そして差し戻し審開始
- 富山におけるイタイイタイ病裁判のたたかい
- 40年かけたカドミウム汚染地域の環境復元—
自然界値以下＝日本でいちばんきれいな米
をめざして
- イタイイタイ病, 公害被害の語られ方
- 汚染そのものが被害＝原状回復・客土の必要性

林 衛配付資料

- スライド抜粋(内容・順番が発表と一部異なります)A3版で4ページ
 - 原告意見陳述書(2名分は差戻審2018年12月25日, 6名分は第1審2017年2月10日)B4版で8ページ
- ディスカッションには当事者である原告からも発言していただきたい

福島民報

2018(平成30)年
3月23日
金曜日

発行所
福島民報社
福島市太田町13-17
(郵便番号950-8502)
電話代表 0246-221-4111
編集 0246-221-4122 広告 0246-221-4133
事業 0246-221-4175 販売 0246-221-4176
購読のお申し込み
0246-221-373437



安心・安全・快適
キョウワグループ

52th Anniversary
kyowa group

今までも、これからも、
キョウワグループ 0246-221-4111
日本リース本部 0246-221-4111
日本リース本部 0246-221-4111
日本リース本部 0246-221-4111
日本リース本部 0246-221-4111

きょうのニュース

原発避難者訴訟いわき判決

東電の重過失性否定

賠償6億1240万円にとどまる

東京電力福島第一原発事故で、楡葉町や双葉町を避難区域から避難した住民二百十人が東電に総額約百二十億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、地裁いわき支部は二十一日、原告百十三人に総額約六億一千三百四十万円を支払うよう命じた。原告事故で古田を追われた「ふるさと」を失った避難者ら、東電の津波予見可能性を認められたが「津波到来の現実的な可能性はない」と認めた。著しい合理性が欠けるなどでは認められず、「東電が重過失性を否定。賠償料を増額する理由にならない」と判断した。

分を差し引いて住民一人当たり百五十万円から七十七万円の支払いを命じた。「ふるさとを失った」と主張する原告側は、東電の賠償に納得していないと述べている。

原告賠償

全国で約三十件ある同種の集団訴訟で判決が言い渡されたのは、例目となった。原告は、救済を早期に実現させるため、国を相手取らな損害を受けた」と指摘した。避難生活に伴う精神的苦痛を認め、賠償料を増額した。

「ふるさと」を失った避難者ら、東電の賠償に納得していないと述べている。

同種訴訟の影響に懸念

東京電力福島第一原発事故の避難者らが損害賠償を求めた地裁いわき支部の判決は、東電に對して津波予見可能性と本格的な対策を講じたことが認められた。その対応が「著しく合理性が欠ける」として、各地の地裁は東電の責任を明確に認めてきたため、今回の判決はこれまでに



プロジェクトマッピングの公開リハーサルで美しい映像に彩られた鶴ヶ城天守閣＝22日夜

武士道 鶴ヶ城に投影

映像公開リハきょう、あす本番
会津若松市の鶴ヶ城。辰の風、花の雲、はを映像で彩るプロジェクトマッピングの公開リハーサルが行われる。二十日夜、「はるか2018」で公開リハが行われる。

戊辰150年
会津若松市の鶴ヶ城。辰の風、花の雲、はを映像で彩るプロジェクトマッピングの公開リハーサルが行われる。

原告の主張	被告(東電)の主張	地裁の判決
津波予見可能性を認められたが、東電は著しい合理性が欠けるなどでは認められず、賠償料を増額する理由にならないと判断した。	東電は著しい合理性が欠けるなどでは認められず、賠償料を増額する理由にならないと判断した。	東電は著しい合理性が欠けるなどでは認められず、賠償料を増額する理由にならないと判断した。

県産米、仏に初輸出へ

英は拡大全農と業者合意見通し

フランス・ロンドン
トレーディングは、東
産米のフランスへの初
輸出と、イギリスへの
輸出を拡大に合意する見
聞、合意式が行われ
六平成二十八年度、

内では近年、日本料理
店が増え、多くの
需要が見込めるとい
う。

羽田空港を出発。二
十二日朝(現地時
間)、最初の訪問地
あるロンドンに到着
した。

お天気	福島	郡山	いわき	会津若松	双葉	楡葉	浪江	飯沼	川俣	川内	大熊	高橋	大川	大崎	大野	大田
福島	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
郡山	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
いわき	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
会津若松	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
双葉	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
楡葉	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
浪江	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
飯沼	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
川俣	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
川内	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
大熊	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
高橋	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
大川	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
大崎	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
大野	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
大田	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴

全国道新築
6月10日
あと79日

津波判断に憤り



原発避難訴訟の判決を受け、報告集会で顔を覆う男性(中央)

原発避難者訴訟いわき判決

「東電の責任軽視」

「津波被害の現実的な可能性はない」という認識は、著しく合理性が欠ける(言えない)。二百二十日に地裁いわき支部で言い渡された東京電力福島第一原発事故を巡る避難者集団訴訟の判決だ。原告や関係者は「不当判決」と憤りの声を上げた。

原告賠償

判決では国の指針を上回る追加賠償の必要性を認められたものの重

い過失はないと判断され、慰謝料の額額にすぎない。判決は原告が求めた救済の水準に及んでいないと指摘した。原告側は東電の責任の明確化と早期判決を目標とし、東電のみを被告とするものであった。東電は「被害の主張・立証に力を入れた。被告の津波予見可能性を認めない」と同感を強めた。原告側の小野寺利幸弁護士は「加害者と被害の

原発被災者集団訴訟 7地裁の判断

津波予見	事故回避	国の責任	賠償
前橋地裁 (2017年)	当時の知見で東見は試算していた	配電設備の高台設置などは防げた	東電に賠償を求めた
千葉地裁 (2017年)	当時の知見で予見できた	対策を取って事故を回避する可能性がある	東電に賠償を求めた
福島地裁 (2017年)	原発敷地の高台を築き上げる予見できた	建屋の水密化などの対策で事故は防げた	東電に賠償を求めた
東京地裁 (2017年)	争点化せず		被告として認められず
京都地裁 (2018年)	津波予見はどうかは不明	国の2006年策を講じた可能性が高い	東電に賠償を求めた
東京地裁 (2018年)	原発敷地の高台を築き上げる予見できた	原子炉建屋や水密化などの対策で事故は防げた	東電に賠償を求めた
地裁いわき支部 (2018年)	原告は予見していた	津波被害の現実的な可能性は著しく低いと判断された	賠償額は認められず

避難者、首長批判の声

「被災地の裁判所は、被災者の気持ちを分かってくれを願う人もいた。避難者、首長批判の声

ゆきちゃん亡くなる

米で心臓移植後 大阪で闘病中



手術後、公園で元氣な姿を見せた祐綺ちゃん(昨年8月31日、米国)

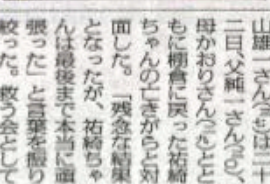
拡張型心筋症を患い、米国で心臓移植手術を受けた柳倉町の川西祐綺(なががわきい・ゆき)ちゃん(二歳一カ月)は二十一日、大阪府内の病院で息を引き取った。周囲は「闘病が続き、回復に至らなかった。主治医によると、祐綺ちゃんは移植した心臓への拒絶反応を抑えるため、免疫抑制剤を服用していた。このため、体内にあるウイルス性化してリンパ球に入り込み、臓器性に異常をきたした」と説明した。

■ 祐綺ちゃん闘病の経過 ■

- 【2016(平成28)年】
 - ▶1月30日 誕生
 - ▶7月 大阪府内の病院で、拡張型心筋症と診断される
 - ▶8月 小児用補助人工心臓を装着
 - ▶11月 支援団体「ゆきちゃんを救う会」が手術などに必要な2億9000万円を目標に募金活動を開始
- 【2017(平成29)年】
 - ▶5月 目標額達成
 - ▶6月6日 関西国際空港から医療用ジェットで両親と渡米
 - ▶7月7日(日本時間)深夜 コロンビア大病院で心臓移植手術を受ける
 - ▶7月29日 コロンビア大病院を退院。術後の経過を見ながらの通院が始まる
- 【2018(平成30)年】
 - ▶1月16日 帰国し、経過観察のため大阪府内の病院に入院
 - ▶2月22日 体調が悪化、胸膈に炎症の疑いがあることが判明。府内の別の大学病院に転院
 - ▶3月21日 息を引き取る。

「改ざん本省」 特捜部聴取に財

森友文書 「改ざん本省」 特捜部聴取に財



「改ざん本省」 特捜部聴取に財

地に思っていた残念なことを述べた。
「それ」として、被告は、東電が福島第一原発の汚染水を海に放出する責任を認め、賠償金を出すべきであると主張している。

批判の声

判決や疑問の声が上がっている。
「判決や疑問の声が上がっている。東電の責任を認め、賠償金を出すべき」として、被告は、東電が福島第一原発の汚染水を海に放出する責任を認め、賠償金を出すべきであると主張している。

判決7例全てで東電に賠償命令
東電電力福島第一原発事故の被災者が起こした集団訴訟は全国で約三十件あり、判決に至ったのは今回初めて。判決は、東電が福島第一原発の汚染水を海に放出する責任を認め、賠償金を出すべきであると主張している。

司法の役割果たさず

元裁判官で原告訴訟に詳しい井戸謙一弁護士の話、事故が起れば膨大な被害を生む原発設置、運転する東電電力は、津波の可能性に備えた対策をいっくも取った。自然と運轉を続け、緊張感を欠いた姿勢は、厳しく問われなければならない。しかし、判決は逆に「著しく合理性を欠くものではない」と認めた。司法の役割を果たしていない。

訴えに応えていない

原告賠償を研究している除染理史大阪市立大学教授の話「東電が津波の到来を想定しなかったとしても、著しく合理性を欠けた」として認められない」とした司法判断は、原告団の希望する額まで賠償額が上積みされなかった大きな要因になった。今回の裁判での司法判断は原告の訴え、思いに応えていない。

農地回復訴訟 審理やり直し

東電の除染義務焦点
仙台高裁判決
東京電力福島第一原発事故で農地が汚染されたとして、本県の農家が東電に放射能除去を求めた訴訟の審理が、仙台高裁でやり直されることとなった。

判決7例全てで東電に賠償命令

東電電力福島第一原発事故の被災者が起こした集団訴訟は全国で約三十件あり、判決に至ったのは今回初めて。判決は、東電が福島第一原発の汚染水を海に放出する責任を認め、賠償金を出すべきであると主張している。

電話・ルネサンス オフセット印刷
日本一のオフセット印刷
鶏籠ケース
吉川紙業株式会社
本社: 伊豆郡神戸町神戸2 TEL: 024-582-2180
仙台工場: 仙台東4 TEL: 024-945-2700

長は津波予見可能性問題だといふことを改めて審理は、難しいと感じたと述べた。
東電の除染義務焦点
仙台高裁判決
東京電力福島第一原発事故で農地が汚染されたとして、本県の農家が東電に放射能除去を求めた訴訟の審理が、仙台高裁でやり直されることとなった。

被害者全員分を立件 9人目殺害容疑で再逮捕

川津川 奈林 9人目殺害容疑で再逮捕
神奈川県座間市のアパートから九人の切断された遺体が見つかった事件で、警視庁高度捜査本部は二十二日、さいたま市の女子高校生が、事件当時の精神状態を調べ、刑事責任能力を判断するため、裁判所に鑑定鑑定を請求する方針。逮捕容疑は二〇一一年七月三日、座間市で九人目、捜査本部は被害者全員分について同容疑で立件した。遺体は十回目。
関係者によると、東京地検立川支部は、事件当時の精神状態を調べ、刑事責任能力を判断するため、裁判所に鑑定鑑定を請求する方針。逮捕容疑は二〇一一年七月三日、座間市で九人目、捜査本部は被害者全員分について同容疑で立件した。遺体は十回目。
関係者によると、東京地検立川支部は、事件当時の精神状態を調べ、刑事責任能力を判断するため、裁判所に鑑定鑑定を請求する方針。逮捕容疑は二〇一一年七月三日、座間市で九人目、捜査本部は被害者全員分について同容疑で立件した。遺体は十回目。

さん 本省指示

特捜部聴取に財務省職員
「二十三日、関係者への取材が終わった。特捜部は財務省理財局長だった佐川宣孝前国税庁長官を二十七日の証人喚問で、任意聴取する方向で検討。指示の有無を確認し、立件の

存在を知り入手した。特捜部は関係した複数の財務省職員に任意聴取、本館が指示したとの説明を受けた。

関係者によると、特捜部はその過程で、遅くとも昨年末までは改ざんを把握。財務省側は当初、改ざんの文書を検査当局に提出したが、検査が改ざん前の文書の内容のメモを残して

白石 敬子さん 56才 大層なのがなにし
いしひろ
ノ歌手 20
日か
白
いしひろ
ノ歌手 20
日か

内祝・新築祝
各種印刷物
P
取用品
お手頃価格で「薬膳」に治まる
磐梯熱海温泉(ぎらくや)
500円引
元気なシルバーを応援!
元気の源は食事。健康な暮らしのために、食生活の改善が第一です。

自分に合ったやる気の教習システム
入学金等期間なし!
高齢者講習
吾妻自動車教習所
高尾者講習
受付中
TEL: 024-591-1825

7つの安心
1 一級警務士デレクターをはじめ、プロのスタッフが安心、あくせもの対応
2 年中無休・24時間体制でご葬儀・依頼・相談・安心のサポート体制
3 個人葬から社葬まで安心・実費の設備
4 病院から自宅、会館までのご送迎体制
5 宗派・宗派を問わない安心の対応
6 ご葬儀後も安心のアフターサービス
7 安心・安全・お得で便利なセレモニー友の会システム
それらのホールでもご利用いただけます。

大黒堂紫雲閣
精一杯のお手伝いで心温まるご葬儀を
私達は、最愛の方のお見送りの儀式を、ご遺族様の希望通りに進行できるよう、最良のアドバイスさせていただきます。そして良いご葬儀だったと言ってもらえるよう、きめこまやかな心がけで真に精一杯のお手伝いさせていただきます。
大黒 昇
岩松電算ホール 若狭本町ホール 若狭東区ホール 若狭西門ホール 多勢ホール 坂下ホール 御津ホール 西会津ホール 磐梯熱海ホール

御本陣
御本陣
御本陣

農地回復訴訟 審理やり直し

東電の除染義務焦点

仙台高裁判決

東京電力福島第一原発事故で農地が汚染されたとして、本県の農家らが東電に放射性物質の除去などを求めた訴訟の判決で、仙台高裁（小林久起裁判長）

は二十二日、東電に土を入れ替える除染工事をする義務があるか、審理を地裁でやり直すよう命じた。

原告は、本県五市町村の農家八人と、農業法人一社。農地のセシウム137の濃度が、土壌一キロ当たり最大一万六二〇〇 Becquerel になったとして①放射性物質を

段ボールケース オフセグボール
日本初のオフ段、
美粧ケース

YSA 吉川紙業株式会社

本社工場／伊達郡桑折町成田字元宿2 TEL(024)582-2184(内)
郡山工場／郡山市名倉283 TEL(024)945-2355(内)

2018年3月22日の原告一部勝訴を伝える報道の扱いは小さい。

しかし、汚染そのものが被害であると認めさせる裁判の意義は大きい。



林衛

@SciCom_hayashi



全部じゃありませんが、客土は一般的な工法として認められるとして、一部福島地裁に差し戻しの勝訴です。



13:54 - 2018年3月22日

福島県中通り、猪苗代の
専業コメ農家による農地
原状回復訴訟。2018年3
月に仙台高裁で勝訴、そ
の後東京電力による上告
が棄却され、2018年12月
25日から福島地裁で差し
戻し審開始。

農地から作物への放射性
セシウムの移行が抑制さ
れているのは不幸中の幸
いといえるが、事故前と比
べ大幅に増加した作物や
農地の放射能汚染、農業
者への内部被曝、外部被
曝の影響は、「風評被害」
対策では解決できていな
い。

富山県のイタイイタイ病被
害地域では40年かけ客土
による土壌復元を実施。

第1審2014年10月14日提訴(福島地裁郡山支部)

平成26年(ワ)第277号 農地所有権に基づく放射性物質除去請求事件

主位的請求

福島第一原子力発電所由来の放射性物質を全て除去せよ

予備的請求

- 1 放射性物質セシウム137の濃度を50bq/kgになるまで低減せよ
- 2 表面から30cm以上の土壌を取り除き, その取り除いた部分に, 10cmの耕盤層, その上に20cm以上の客土を行なえ
- 3 福島第一原子力発電所から放出させた放射性物質によって違法に妨害していることを確認する

原告

鈴木博之／有限会社農作業互助会(大玉村) 渡邊永治(二本松市)

武田利和(苗代町) 古川清太郎・清幸・清貴(郡山市)

邊見芳正(白河市) 渡邊榮太郎(郡山市)

森の風法律事務所(東京日本橋) 花澤俊之(福島市出身)弁護士ら

被告

東京電力ホールディングス株式会社

意見陳述

平成30年12月25日

鈴木博之

1 爆発から7年半が経過しました。

私の農業経営は、未だに「夢と希望」を持ってない、目の前の農作業だけをただひたすら行うというものです。

爆発以前は、国が進める6次化という付加価値農業を行うために「夢と希望」が持てる「事業計画」を策定し、銀行融資を受けることもできました。ところが、爆発後は、「土壌汚染」を理由に作ったコメは業者にしか買ってもらえず、しかも買い叩かれる始末で、結果、夢も希望もない、薄利多売の大規模経営の「事業計画」しか策定できず、銀行融資も受けられなくなりました。そのため、現在、私は、旧式の農機を修理しながら、だましだまし使わざるを得ません。

当然、私のこういった「夢と希望」の破壊を、日本の裁判所で、損害として金銭評価したとすれば、微々たるものにしかありません。

意見陳述書

平成30年12月25日

渡邊 永治

- 1 裁判長、私たちの苦しい心情を吐露する機会をいただき感謝します。

原発事故から7年半が経過しました。悔しいかな、時間の経過とともに東電に対する怒りも薄れてきています。それでも、やはり、あの事故を忘れること、なかったことにすることは、私にはできません。

今年も秋の収穫作業が終わりました。収穫したコメは、10月29日に放射能検査に出され、戻ってきたのは11月13日でした。新米の出荷は一刻を争うものであるにもかかわらず、収穫から2週間も、新米の出荷ができなかったということです。このような悔しさは、原発事故がなければ感じる必要はありませんでした。東電に対する怒りが、また沸々と湧いてきます。

原発事故以前、新米のできるのを心待ちにしてくれた東京のコメ小売店さんと、私は未だに取引が再開できていません。風評被害どころか実害が今でも続いているのです。

ところで、福島産米は食味がいいため、風評被害で買い叩かれ安価な業務用米として市場で引っ張りだこの状況です。精魂込めて作ったコメが安価でしか売れない。私のこの悲しさを、少しでも裁判官に理解していただきたいです。

- 2 風評被害の補填についても、最近、被告東電は不誠実です。時間の経過

意見陳述書

2017年2月10日

原告 武田利和

- 1 私は、高校卒業と同時に、家業である農業に従事しており、今年で50年目になります。

本件事故以前から、私は、専業農家として、各研究会に所属し自己研鑽を重ねつつ、低農薬の特別栽培米の認証を得たり、将来の農業改革に備えた規模拡大をしたり、農業生産法人を設立し、農産物の加工・流通販売にも取り組み、具体的には、関東や関西の米の小売店を訪問して販路拡大を図ったり、個人消費者に宅配サービスをしたり、できる限りのことをしてきました。

そして、これらは全て、「消費者の皆様は、安全かつおいしい米を食べてほしい」という私の想いに基づくものでした。

意見陳述書

2017年2月10日

原告 古川 清 幸

- 3 この現状を打破するために、私は、事故直後から、放射性物質を除去するために、できる限りのことをしてきました。
- ① 出荷制限された大葉の出荷再開のために、早い時期に、業者にビニールの張替工事を依頼しました。
 - ② その後、先の見通しが見つからない中で、できる限り節約しようという思いから、自分で、花卉や野菜のパイプハウスのビニールの張替を行いました。
 - ③ 花卉自体の洗浄も、自分で行いました。全て終わるのに、3カ月もかかりました。洗浄の結果、弱って枯れてしまう花卉もありました。
 - ④ 稲の放射性物質吸収抑制のために、カリウムなどの散布も行いましたし、深耕もしました。

1

しかし、客土だけは、莫大な資金が必要であり、自分で行うことはできません。

- 4 農産物が売れない理由が本件原発事故、そこから放出された「放射性物質」の存在にあることは、誰も否定できないはずで

その放射性物質を取り除くことが、この事態を打破する唯一のみちであると

意見陳述書

2017年2月10日

原告 古川 清 貴

- 1 被告東京電力が排出した放射性物質のせいで、私たちの生活は、未だに、本件事故以前の平穏な生活に戻りません。

テレビや新聞などでは、未だに、県内の空間放射線量の測定値が毎日発表されています。公共施設などには、空間放射線量の測定設備や食品の放射性物質簡易検査装置が設置されています。

- 2 本件事故の前後で、食の安全の定義も変わりました。

他県と同じ条件で競争できず、作った農産物は一般の主婦から見向きされなくなり、業者に安く買い叩かれ、挙句の果てには、「福島を応援したいから買う。応援だと思って買う。他産地より安くなら買う。他県産より安いから買う。」等と言われて購入されるしまつです。どんなに一生懸命作っても工夫しても、このようなのです。これが屈辱でなくて、一体何なのでしょう？

意見陳述書

2017年2月10日

原告 渡 邊 榮 太 郎

- 1 私は、現在、家族3人で、稲作14ha、きゅうり20aを栽培しています。後者はハウスで栽培しています。

私は、2008年3月以降に、脱サラして、農業を始めました。目標は、安全安心な「有機農産物」を作って、JA等の集荷業者ではなく、個人消費者に購入してもらう等、客の顔が見える農業を行うことでした。

2011年春は、私がちょうど有機農業を開始しようと準備していた時期でした。そんな中、本件事故が発生し、私の田畑に、放射性物質がばら撒かれました。

個人消費者が、放射性物質を含む土壌で作られた農産物を購入してくれるはずはなく、私は、やむなく、有機農業の開始を諦めました。

本件事故以降、私の作ったコメを個人消費者が直接購入してくれることはなくなりました。加えて、福島産米であるというだけで、他県における業者の買取価格と比べ低下傾向にあるため、私は、どう売り上げを伸ばしていけばいいのかと、日々悩んでいます。

本件事故により放射性物質がばら撒かれなければ、こんな悩みは不要です。

意見陳述書

2017年2月10日

原告 邊見芳正

1 裁判官、本件事故直後に、須賀川市で有機農業を30年やっていた男性が自殺したという報道を覚えていますか。

同じ年の6月にも、相馬市で酪農をしていた男性も、「原発さえなければ」というメッセージを残して自殺したという報道を覚えていますか。

同じように私も、取引のあった首都圏の米屋さんから「辺見さん、申し訳ないが、原発以降、米が全然売れなくなってしまった」と報告を受け、絶望しました。

私は、「口から入るものは命そのもの・農業は命の産業」と位置づけ、消費者との顔の見える関係を作りました。本件事故前には、東京の米の小売店の社長から、「辺見さんの作る米は、新潟県の魚沼産の米にも負けない、当店一番のおすすめだ」と言われるほどにもなりました。

本当に、農業は、私にとって人生そのものでした。

意見陳述から、高いレベルの農業者が放射能汚染そのものによって打撃を受けているのがわかる。

第1審2017年4月14日判決(福島地裁郡山支部)

2017年2月10日口頭弁論終結(最終意見陳述書参照)

主文 1 本件各訴えをいずれも却下する。
2 訴訟費用は原告らの負担とする。

・汚染の事実は認めたが、方法が特定されていないとの被告主張を丸呑み。

「主位的請求は、請求の特定を欠き、不適法である」

「予備的請求1は、請求の特定を欠き、不適法である」

「予備的請求2は、請求の特定を欠いており、不適法である」

「予備的請求3は、確認の利益を欠き、不適法である」

「仮に予備的請求3が認容され、原告らが本件各土地の所有権が放射性物質により違法に妨害されている旨を確認する判決を得たとしても、被告が任意に本件各土地の土壌内における放射性物質を除去するに至るものとはにわかに考え難いのであつて、予備的請求3を認容することにより、原告らと被告との間の紛争が有効かつ抜本的に解決されるものとはいえず、少なくとも即時確定の現実的な必要性を認めることはできない」

予備的請求3(所有権妨害)の原告根拠

- 1 「「耕作の際に、必要以上のカリウム等を、放射性物質抑制として散布することを強いられている」ことであり、しかもカリウム過多は「米の食味を落とす」」
- 2 「「耕作の際、内部被ばく防止を理由に、マスク等の着用、作業後の洗浄励行等」を強いられている」
- 3 「「米の収穫後に、放射性物質の検出を確認するために、全袋検査への協力(生産米全てについて、検査場への搬入・搬出)を強いられている」...しかも原告の1人が、生産した米から「100Bq/kgに近い放射性物質が検出された」」
- 4 「生産した農産物に対し、「安全」、「安心」を標榜した販売ができなくなっている」」
- 5 「風評被害等により売上が減少し、毎年毎年、被告に対する損害賠償請求を強いられている(争いのない事実)」
- 6 「風評被害や損害賠償が不確実で予測できないため、「売上や賠償の見通しが立たず、翌年の事業計画や将来を見通した事業計画の立案が困難となり、新たな融資を得ることができない状況に置かれている」
→「被告の原発由来の「セシウム137」によって「原告らの各土地所有権(土地使用権)が「妨害」されていることは明らかである」」

片岡直樹(2017)農地の放射能汚染除去を請求した民事裁判に関する考察

<http://hdl.handle.net/11150/10988>

予備的請求3(所有権妨害)への東電反論

「本件各土地に、もともと本件事故以前から自然由来の放射性物質が存在する以上、原発由来の「放射性物質が存在したところで、本件原告ら所有の農地所有権の妨害が存在する」と言うことはできない」

「本件各土地の土壌の放射性物質セシウムの濃度は「稲作の作付制限の基準値である5000Bq/Kgを下回っている状態にあると認められ」、本件各土地の「稲その他の作付は現在現実に制限されておらず」、原告らは現実に農耕の用に供して使用し、本件土地から産出された農作物を現に出荷している、という実情にある。したがって、各土地は現実にその使用が妨害されているとはいえない」

「原告らの中に、年間20mSvを超える被ばくを受けた者が存在したとは考えがたく...」

原告再反論:「廃棄物を不法投棄した業者が『不法投棄の現場に、もともと土地所有者のゴミが捨ててあったのだから、自分が捨てても土地の所有権を妨害していない』と主張するのと同義...仮に5000Bq/kgまでの放射性物質であれば「問題ない(危険ではない)」としても、だからと言って、5000 Bq/kgまでであれば放射性物質をばら撒いて良いわけではない(低い値の方が遺伝子損傷の可能性が少ないのだから、低い値の方が良いに決まっている!)。」

片岡直樹(2017)農地の放射能汚染除去を請求した民事裁判に関する考察

<http://hdl.handle.net/11150/10988>

予備的請求2(客土)についての一審判決の判断

「そもそも予備的請求2の執行方法として実務上確立した方法があるものとは認められない」

「第1に、「表面から30cm以上とは具体的にいかなる深度までの土壌を除去すべきなのか一義的に明らかではないし、同様に20cm以上の客土を行うとする点についても、具体的にいかなる高さまでの客土を実施する必要があるのか判然としないものである」

「第2に、客土土壌と除去土壌との物理的・化学的性質が同等であることを求めている点について、「仮に本件各土地全ての物理的・化学的性質が判明したとしても、客土に要する土壌と物理的・化学的性質において同等か否かを判断するための方法として実務上確立したのものがあるとは認められないところ、原告らはその方法を具体的に特定していない」

「第3に、「原告らが求める本件各土地上の畦、水路及び道の各機能を維持する工事の具体的内容が抽象的かつ漠然としたものに止まっており、代替執行又は間接強制の方法によって執行し得る程度に被告の作為を特定したものとはいえない」

片岡直樹(2017)農地の放射能汚染除去を請求した民事裁判に関する考察

<http://hdl.handle.net/11150/10988>

原告が提出した証拠の例

汚染の現実を示した地図

これ以外にも自ら土壌を調査

最高値1万6200Bq/kg(2011年12月1日時点)

最低値1207Bq/kg(2013年9月18日時点)

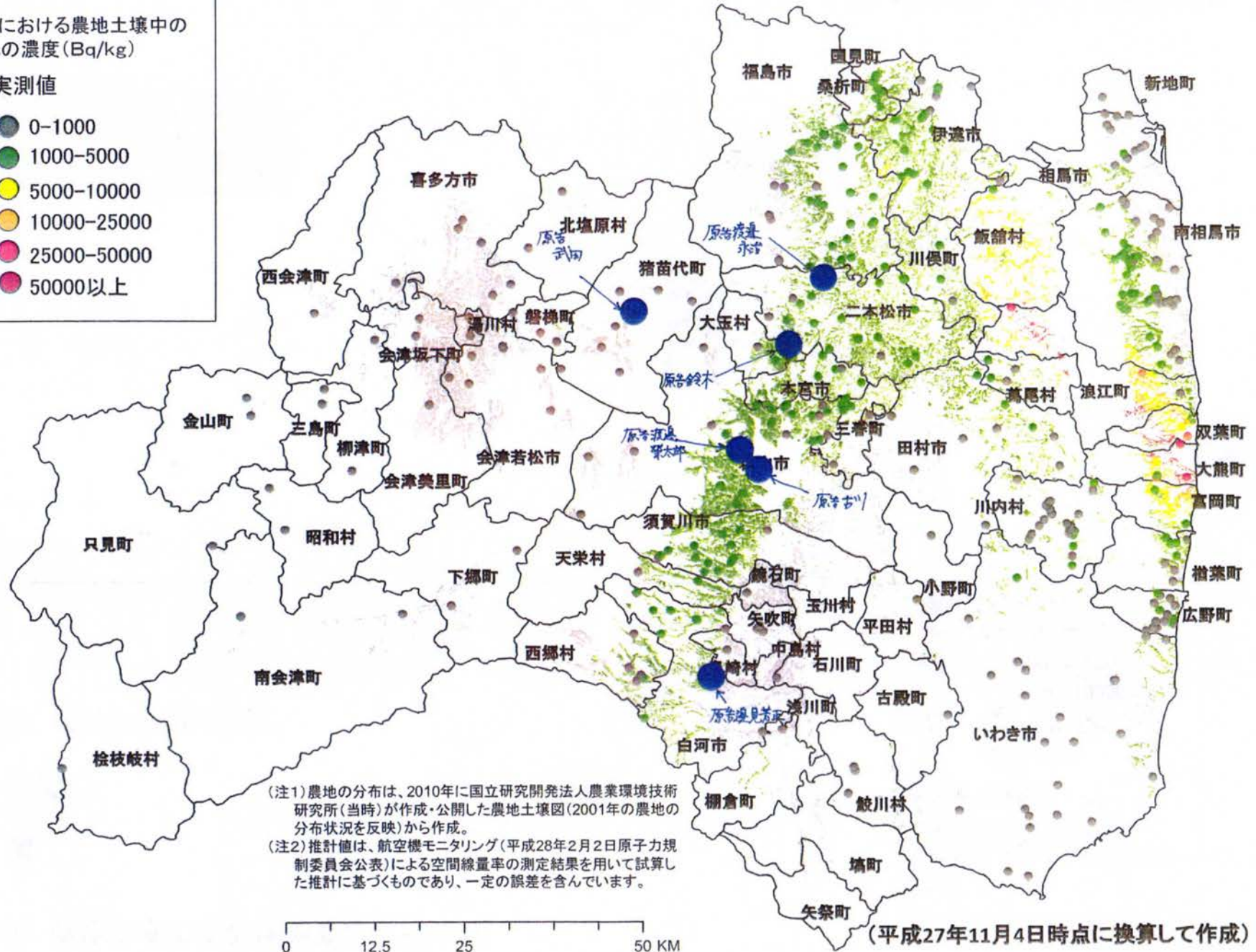
原告の中で6090Bq/kg(2011年8月2日時点)の数値が出た土地の一部で「2012年と2013年に水稲の作付制限」

福島県 農地土壌の放射性物質濃度分布図

凡例

調査地点における農地土壌中の放射性Csの濃度(Bq/kg)

推定値 実測値



(注1) 農地の分布は、2010年に国立研究開発法人農業環境技術研究所(当時)が作成・公開した農地土壌図(2001年の農地の分布状況を反映)から作成。
 (注2) 推計値は、航空機モニタリング(平成28年2月2日原子力規制委員会公表)による空間線量率の測定結果を用いて試算した推計に基づくものであり、一定の誤差を含んでいます。

第2審2018年3月22日判決(仙台高裁)

平成29年(ネ)第185号農地所有権に基づく放射性物質除去請求控訴事件
2018年年2月1日口頭弁論終結

主文

- 1 原判決中、控訴人らの予備的請求2及び3を却下した部分を取り消す。
- 2 前項の部分及び控訴人鈴木が当審において追加した予備的請求に係る部分につき、本件を福島地方裁判所に差し戻す。
- 3 控訴人らのその余の控訴を棄却する。
- 4 前項に関する控訴費用は控訴人らの負担とする。

「客土工の請求(予備的請求2)については、原審と異なり、請求が特定された適法な訴えであると判断する。よって、原判決中、予備的請求2及び3(当審における予備的請求2及び4)に係る訴えを却下した部分を取り消し(主文1項)、同部分と控訴人鈴木が当審において追加した予備的請求3に係る部分につき、民事訴訟法307条本文に基づき、更に審理を尽くさせるため、福島地方裁判所に差し戻すこととする(主文2項)」

「農地回復」請求、一部差し戻し 仙台高裁、東京電力除染義務

03月23日 09:05



東京電力福島第1原発事故に伴う放射性物質で農地を汚染されたとして、県内の農家などが放射性物質の除去などを東電に求めた訴訟の控訴審判決で、仙台高裁の小林久起裁判長は22日、土壌入れ替えについて「広く利用されている工法」として、一審地裁郡山支部が訴えを却下した判決の一部を取り消し、審理を差し戻した。

判決理由で小林裁判長は、原告側が放射性物質濃度の低減のため求めていた、農地の表土入れ替えについて「土壌改良や汚染土壌の復元では一般的な農業用土木工事」と認め、「東電がすべき行為が特定されていない」とした同支部の判決を取り消した。その上で東電に土壌を入れ替える義務があるかどうか、審理をやり直すよう命じた。

裁判では、農地の放射性物質の除去や、セシウム濃度を低減させる土壌入れ替えなどの方法が、技術的に確立されているかが争点となった。放射性物質を全て取り除くこと、セシウム濃度を50ベクレル未満に下げることが求めた原告側の訴えは、一審と同様に却下した。

原告は郡山、二本松、白河、猪苗代、大玉の5市町村のコメ農家8人と農業法人1社。原告団長を務める大玉村の鈴木博之さん（67）は判決後に記者会見し「工法が認められ満足している」とした一方で、「本来は一審から主張が認められるべきだった」と振り返った。原告側代理人の花沢俊之弁護士は「勝訴に等しい内容だ」と語った。東電側は「判決内容を精査し、対応を検討する」とした。

「客土工は、控訴人らが指摘するとおり、北海道農政部において農業土木工事共通仕様書(甲79)に「第15章客土仕様書」を規定し、また、「公害防除神通川流域第3次地区第7ブロック第7工区整地客土工事特別仕様書」(甲80)に基づき、カドミウム汚染田の復元工事として、富山県農林水産部土木工事等共通仕様書に準拠して実際に施工されるなど、土壌改良や汚染土壌の復元などに際し、一般的な仕様書が作成され、現実に広く行われている農業土木工事であることが認められるから、作為を命じられる被控訴人において作為の内容が明らかではないとはいえない。」

被告東電による最高裁への上告・上告受理申立(2018年6月6日に理由書提出)が不受理(同8月29日)となり、仙台高裁判決が確定。

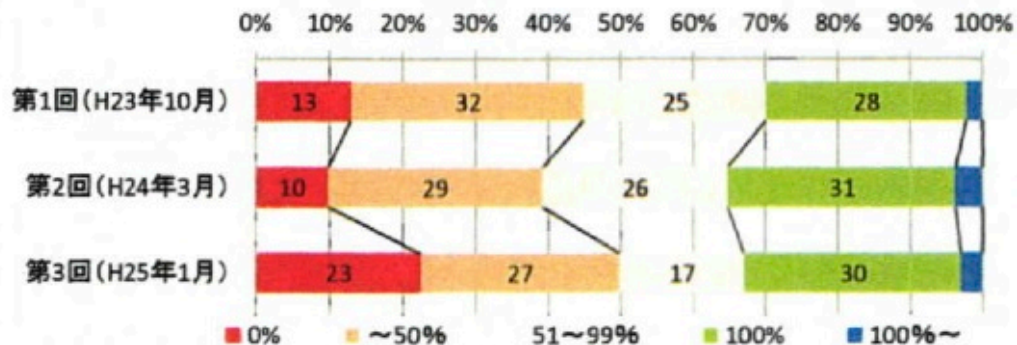
2018年12月25日福島地方裁判所にて差戻審第1回期日(配付資料中の鈴木博之、渡邊永治両原告による意見陳述書参照、その他原告による第1審最終意見陳述書も配付)。

2019年3月6日第2回期日(福島地方裁判所へ！)

「風評被害」論では問題は解決しない

被災地の食品をいくらまでなら
買ってもよいと思いますか？

検査をして暫定規制値(基準値)以下の場合



検査をして未検出の場合



関崎勉・細野ひろみ:「消費者は放射性物質による食品汚染をどうとらえたか」2013.3.6富山大学講演配付資料から

知識の状態(正答率):2013年1月

食品中の放射性物質はベクレルという単位で表し、それがヒトに与える影響の大きさはシーベルトで表す

自然界からの放射線量は、日本では平均1.5ミリシーベルト/年である

福島県の牛肉卸売価格は、放射性セシウムが検出されなくても全国平均を下回っている

放射線によって遺伝子が傷ついても、遺伝子には修復機能がある

原発事故による畜産部門への損害賠償は、これまでに1,000億円以上の国家費用がかかっている

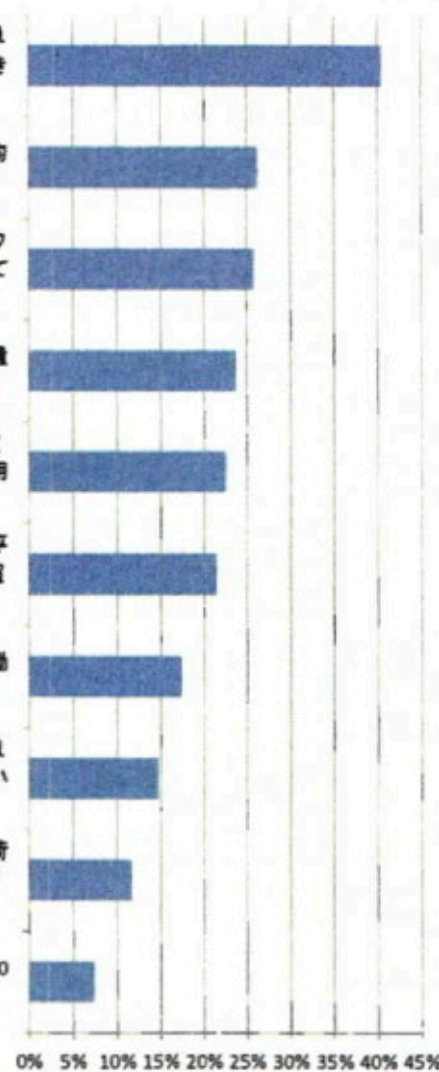
放射性セシウムの基準値は、日本人の平均的な食生活で年間1ミリシーベルトを超えないように設定されている

牛肉の放射性物質の規制値は厚生労働省により定められた

疫学調査において、100ミリシーベルト以下の被ばくでの健康被害は確認されていない

放射性セシウムが検出され、ひとたび出荷制限の対象となった食品は、再出荷まで最低1か月を要する

牛肉の放射性セシウムの基準値は、100ベクレル/kgである



知るといふ復興支援があります。

放射線の の ホント

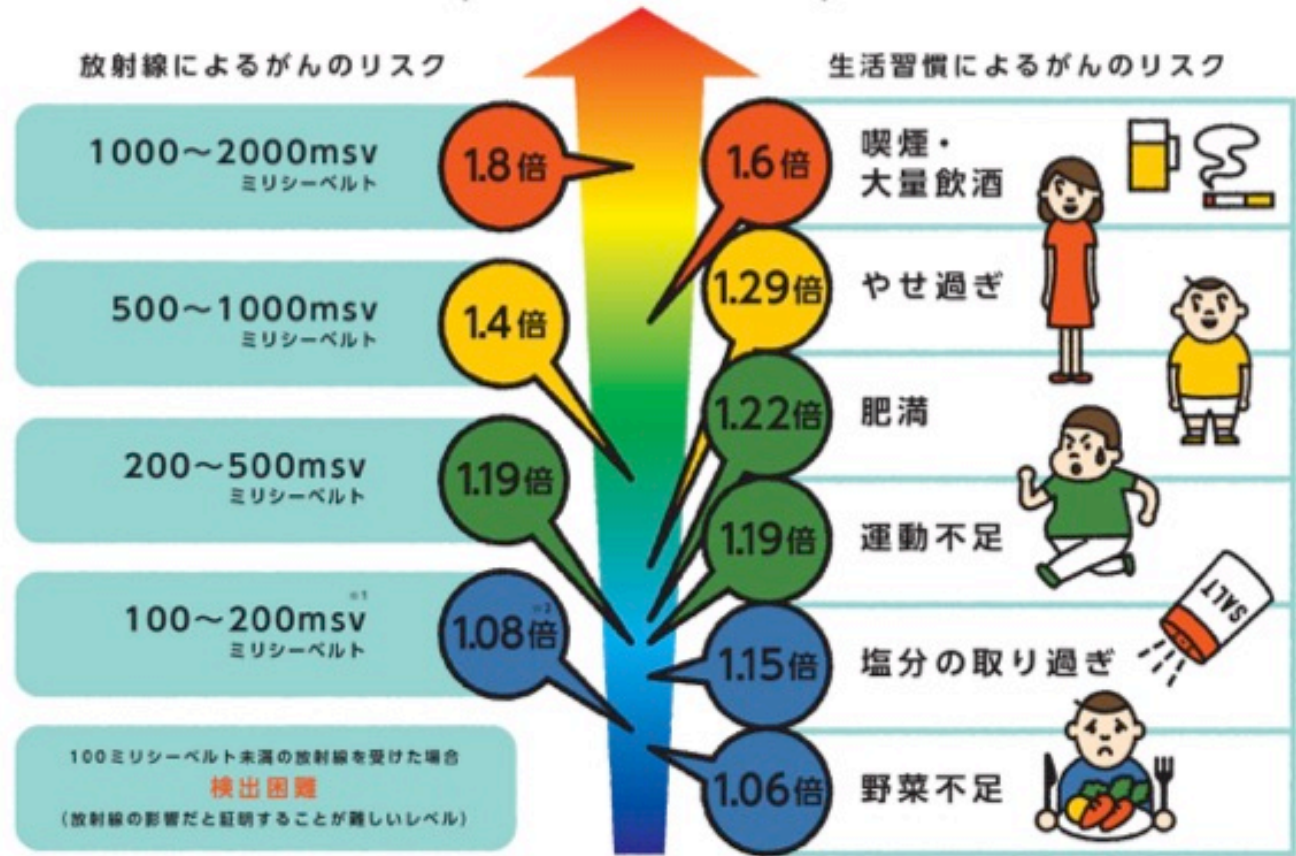


復興庁
Reconstruction Agency

2018年3月刊行

【がんのリスクとその要因（放射線や生活習慣病によるもの）】

＼がんのリスク増大／



※1: 100ミリシーベルトは、急性期で東京・ニューホーク期約500～1000名発生した推定の値で、または、1年10グラムあたり100ペレルの食品を約77トン摂取した場合の値で(注)に増加
 (注) 食品に含まれる放射性物質がセシウム137で成人が食べる場合
 ※2: 放射線の値だけでなく、国中のどの生活習慣もない集団と比べてがんリスクが何倍高いかという指標

出典: 国立がん研究センターウェブサイトを基に整理作成

野菜不足や高塩分食は、要注意で回避すべきというのであれば、それと同等のがんリスクであると日本政府が認める低線量被曝もまた、要注意で回避すべきといえる。年1mSvの追加被曝を生涯浴びるとその領域に近づく。いわゆる「自主避難」には科学的に正当性があるといえる。年20mSv以下で避難指示解除の帰還政策は大きな科学的矛盾。化学物質一般の発がん防止のための規制値に相当する年10～20μSvも図示すべき。

知るといふ復興支援があります。

放射線の の ホント



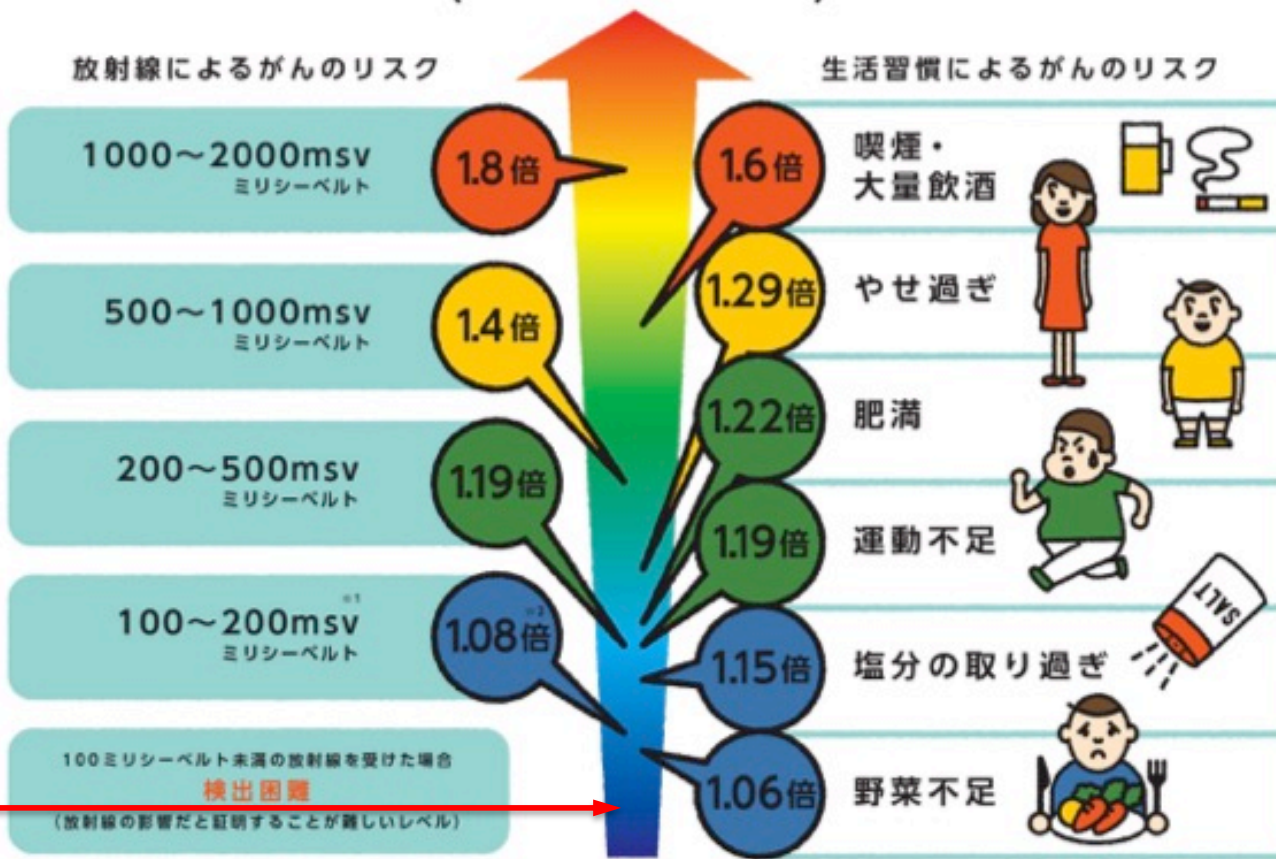
復興庁
Reconstruction Agency

2018年3月刊行

化学物質一般の規制値
ICRPも、これ以下でよう
やく「無視できる」量。

【がんのリスクとその要因（放射線や生活習慣病によるもの）】

＼がんのリスク増大／

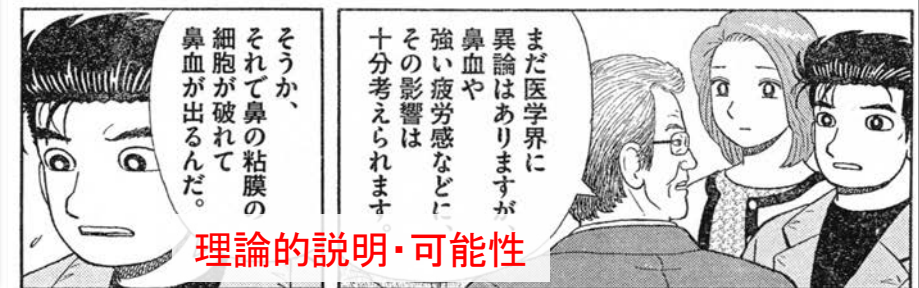
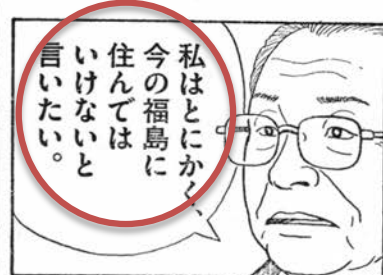
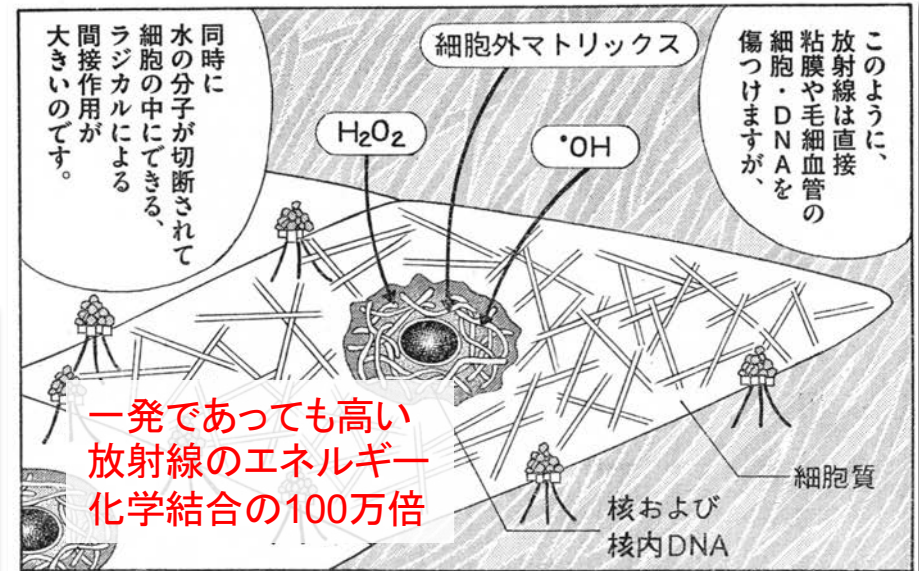


※1: 100ミリシーベルトは、急性期で東京・ニューヨーク期約500～1000名死亡した被害の概算。または、1年10グラムあたり100ペレルの食品を約77トン摂取した被害の概算(注1に準拠)
 (注) 食品に含まれる放射性物質がセシウム137で成人が食べる場合
 ※2: 放射線の強さがなく、癌中のどの生活習慣もない集団と比べて発がんリスクが何倍高いかという指標

出典: 国立がん研究センターウェブサイトを基に整理作成

野菜不足や高塩分食は、要注意で回避すべきというのであれば、それと同等のがんリスクであると日本政府が認める低線量被曝もまた、要注意で回避すべきといえる。年1mSvの追加被曝を生涯浴びるとその領域に近づく。いわゆる「自主避難」には科学的に正当性があるといえる。年20mSv以下で避難指示解除の帰還政策は大きな科学的矛盾。化学物質一般の発がん防止のための規制値に相当する年10～20μSvを図示すると.....。

「非がん影響軽視」「帰還，除染優先」「避難・移住・保養の支援不足」を訴える，福島の数意見を「代弁」した漫画「美味しんぼ」に対し，自治体，首長，大臣らが，抗議や反論。



「福島の実情」第23話から

根本大臣



[前の映像 | 次の映像]

首相が福島訪問 健康調査の状況など視察

日本テレビ系 (NNN) 5月17日(土)22時36分配信



安倍

様子

情報

地区

害の

根本, 森大臣



安倍首相は、地元選出の根本匠復興担当大臣(衆院福島2区), 森雅子少子化担当大臣(参院福島選挙区)らとともに、田植えパフォーマンス。

しかし、政府のいう「正確な情報」が不足しているから「風評」被害が生じるといのは、正しいのだろうか？

鼻血に象徴される非がん影響は「ない」という「帰還」「風評」前提政策が繰り返されるだけでは？

加害責任のある大臣に求められるのは、被害者の声に耳を傾けること。



ゼオライト散布作業(2012年3月福島県大玉村で撮影)。
セシウムを吸着させて田んぼに留め、イネへの移行を防ぐ効果をねらった政府施策(“除染”との呼称が批判をうんだ。線量計の値は $1\mu\text{Sv/h}$ 前後)。農協が請け負い、地元農家が雇われて作業をする(作業者は鈴木博之さん)。

家庭訓練所



非常口

EXIT



1F
対応班



1F
対応班



1F
対応班



事故の影響に対する償い，安全を求める正当な権利を主張する鈴木博之さんがドンキ・ホーテ状態に

福島県内でも内部被曝の精密検査はほとんど実施されていない。大玉村のコメ農家鈴木さんは長崎大学に特別にお願いした。

内部被ばく検査結果表【最終報告】

平成24年3月
長崎大学病院 永井隆記念国際放射線医療センター

被検査者 鈴木 博之
検査日 平成24年1月30日
検査期間 平成23年3月11日～平成24年1月29日
検査場所 福島県大玉村

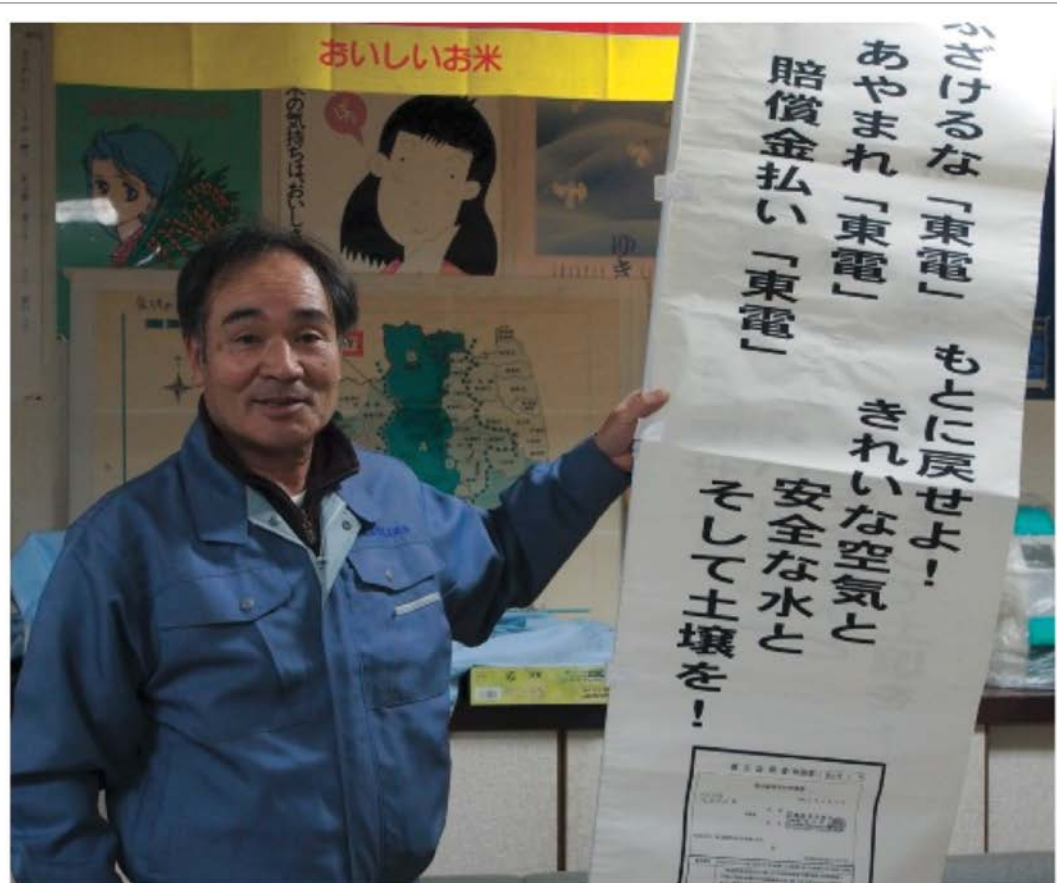
今後50年間の内部被ばく線量の合計値は、1ミリシーベルト（一般公衆の線量制限に1ミリシーベルト）以下と予測されます（自然の放射線物質によるものを除く）

検出放射能値（推定値）	急性患者の場合の推定実効線量	慢性経口摂取の場合の推定実効線量	備考
検出限界以下	—	—	検出限界：68.2
105.0 ベクレル	1.8-24.0 マイクロシーベルト	5.8 マイクロシーベルト	検出限界：22.6
56.8 ベクレル	0.7-6.8 マイクロシーベルト	1.9 マイクロシーベルト	検出限界：26.4
4330.0 ベクレル	—	—	自然放射線物質
合計	2.5-30.8 マイクロシーベルト	7.7 マイクロシーベルト	1ミリシーベルト以下

急性患者の場合の推定実効線量の最大値は摂取日を3月12日と仮定した場合の推定値、最小値は3月29日と仮定した場合の推定値です。
慢性患者の場合の推定実効線量は、3月12日から平成24年1月29日まで均一に経口摂取したと仮定した場合の推定値です。

検査対象：放射線物質の体内摂取後50年間に受ける実効線量の合計値

公的な被災証明も困難，WBC簡易検査でNDでは内部被曝の証拠もなし。



福島県中通りのコメ農家 鈴木博之さん

高付加価値農業によって事業を拡大してきた専門コメ農家への打撃は大きい。NHK 2011年12月放送のETV 特集『原発事故に立ち向かうコメ農家』で旗を立て、東京電力本店前に立つ姿が反響を呼んだ。しかし、東電賠償への道のりは険しい。大玉村の事務所にて撮影。

地図から消される街

3.11後の「言ってはいけない真実」

青木美希



なぜ帰らないのか 何が起きているのか!

帰還率「4.3%」の衝撃

知られざる母子避難者の自死

不正と中抜きだらけの「手抜き除染」

新聞協会賞3度受賞

震災直後から取材を続ける女性記者が見た現実とは

講談社現代新書

2018年3月20日第1刷刊行

「復興政策」の実態は？

「見せかけだけの避難者数の大幅減少

復興庁は、避難者数を各都道府県から聞いてとりまとめているが、避難者の定義を定めていなかった。このため、避難者の数え方が各自治体で異なる。福島県では、復興公営住宅に入った人や住宅提供が打ち切られた人は避難者から除かれた。そのため、自主避難者の住宅提供打ち切りを機に、避難者数は全国で2017年3月から7月の4か月間で約3万人減り、8万9751人とされた。こうして「避難者」という存在は数字上、消えていく。」

低線量被曝問題について

科学的・倫理的に確かなこと

- 閾値なし理論には、科学的な根拠がある(科学的にわからないから閾値がないと仮定している以上に科学的にもっともらしい)
- 現行のICRP防護体系は被曝影響を過小評価している所以要注意, 要改善(被曝は病気の発生を早める効果をもつ。多くの病気の原因はわかっているようでいてわからないので, 研究が進めば被曝影響が明らかになっていく)
- ホルミシス効果があるとしても, 医薬品のような適用が不明であり, 被曝の強要はできない

チェルノブイリに比べて被ばく線量は低いのか？

平均実効線量:外部被ばく、内部被ばくを合わせた重み付け平均

表1. 事故後1年間における成人平均実効線量(mSv)

2013年報告書(本文和訳先行版) p30
図VIの線量区分および色分けより

2008年報告書 p134-138 表 B13

合計線量 1986年より 州(市)ごとに加重平均、
左の2013年報告書図VIに合わせて線量区分および色分け

3.5-4.3	福島県 (避難区域外)	福島市、二本松市、桑折町	ベラルーシ	ゴメリ	3.65
	福島県 (避難区域外)	いわき市、南相馬市、郡山市、伊達市、 須賀川市、白河市、相馬市、本宮市、 田村市、三春町、西郷村、国見町、大玉村、 新地町、天栄村、会津坂下町、北塩原村	ロシア連邦	ブリャンスク	
1.5-3.5	福島県 (避難区域外)	上記以外	ベラルーシ	モギレフ	1.18
	宮城県	角田市、白石市、丸森町、山元町	ロシア連邦	ツーラ	
0.5-1.5	茨城県	阿見町、取手市、日立市、守谷市、 ひたちなか市、笠間市、かすみがうら市、 土浦市、稲敷市、牛久市、竜ヶ崎町、利根町	ウクライナ	ジトミール、キエフ、リウネ、 チェルカースィ、チェルニウツィー、 ヴィーンヌイツァ、キエフ市、 イワノーフランキフスク	0.51-1.46
	栃木県	那須塩原市、那須町、大田原市、矢板市、 日光市、塩谷町			
	群馬県	みどり市、中之条町、川場村、高山村、			
	千葉県	流山市、柏市、我孫子市、印西市、八千代市、 白井市、野田市、松戸市			

福島甲状腺検査結果について 科学的・倫理的に確かなこと

- 小児甲状腺がんは被曝に敏感, 閾値はない(引き続きほかの病気が生じうる)
- (原因不明の)多発が生じている(福島医大)
- 多発の原因としていちばんありえるのが初期被曝である(初期被曝量は過小評価の可能性が高い)→被曝量見直しの動きがでてきた
- 病理データと経過観察をとる診断法からみて, 過剰診断では説明できない
- 福島県内外で, 小児甲状腺がんやおこりそうな病気への有効な対応が求められる

公正中立な科学とは？

「人権というのはもともと、強者から弱者を守るための概念であった。したがって、医学も技術も全ての学問が弱者の立場に立つことを要請されているのだ。たとえば、医学は中立で、いっぽうの側に立つものではないという意見も根強くあるが、...病者の側でない側の医学というものがあるとするれば、それは、一体、何を指すというのだろうか」

原田正純：裁かれるのは誰か，世織書房（1995）

出発点としてこのような考え方が共有されない限り、多数者の「復興」は可能になっても、少数意見者を含むすべての人の「生活復興」はありえない。

法廷で被爆者の訴えを否定する 証言をしてきた御用学者たち

- 政府側証人として、被爆者の訴えを認めるのに反対(裁判では政府側が敗訴)
- チェルノブイリでの甲状腺がん「多発」にも最後まで反対を続ける
- 放影研が明らかにした非がん影響をICRP勧告に盛り込むのにも福島原発震災後の予防策するのにも消極的
- 原発震災後に、政府アドバイザーとして、被曝影響の無視・軽視に貢献する

日本(ABCC→放影研)

- 晩発影響の「実証」(しかし, 非がん影響についてはICRP勧告に反映されず)。その後, 二世(両親被曝の白血病)遺伝的影響も有意に。
- 小児甲状腺がん増には反対(長瀧重信ら)

放射線影響研究所による広島・長崎被爆者追跡研究まとめ

表1 原爆放射線の晩発影響(後障害)

A) 被爆者

1) 悪性腫瘍

白血病: 急性及び慢性の骨髄性白血病と急性リンパ球性白血病(慢性リンパ性及び成人T細胞白血病を除く)

固形癌: 癌全体, 膀胱癌, 乳癌, 肺癌, 甲状腺癌, 結腸癌, 卵巣癌, 胃癌, 肝癌, 皮膚癌

2) 癌以外の疾患

寿命調査集団: 心疾患, 脳卒中, 呼吸器疾患

成人健康調査集団: 良性腫瘍(甲状腺, 副甲状腺, 唾液腺及び子宮) 甲状腺疾患, 慢性肝疾患, 白内障及び高血圧

B) 胎内被爆者集団

小頭症, 成長発達の遅延, 学業成績及び知能指数の低下

C) 被爆者の子供の集団

明らかな放射線の影響は認められていない

* 要覧中の文章を表にした

非がん影響あり

震災前のICRP1990年勧告への反省はどこへ？

2007年9月号から12月号まで4回連載

TRACER

【連載】

ICRP 新勧告作成の経緯と主要な論点

— 1. 改定始動時の考え方 —

佐々木 康 人

1. はじめに

国際放射線防護委員会 (International Commission on Radiological Protection: ICRP) 主委員会 (Main Commission: MC) は2007年3月21日にドイツ共和国エッセン市で新勧告案の最終討議を終えた。新勧告が *Annals of Radiological Protection* 誌上で正式に公表されるのは今秋以降と予想される。現在2007年5月25日版新勧告案がMCメンバーに配布されており、これがほぼ最終版といえる。ほぼ9年間にわたり準備されてきた新勧告作成の経緯をたどり、重要な論点の議論の経過を振り返り、整理しておくことは今後新勧告を理解する上で有用であると考えられる。MCの1委員としての立場で、この作業を数回に分けて試みる。

2. 新勧告案作成の始動

現在の勧告 (1990年勧告, 刊行物60) が1991年に公表されて以来、その内容を詳細に解説補完する報告が多数出版された。その後低線量でのリスク係数の適用に関して、問題提起がなされた。その理由を分析するとともにより分かりやすい、単純な防護体系を模索する動きがMC内に始まった。当時のRoger Clarke委員長は「低線量放射線被ばくの制御: 変更の時期か?」(Control of low-level radiation exposure: time for a change?) と題する論文を1999年3月に発表¹⁾し、1990年勧告実践上の問題点を解説し、広く議論することを呼びかけた。2000年4月に広島市で開催された第10回国際放射

線防護学会学術大会 (The 10th Congress of the International Radiological Protection Association: IRPA10) で講演したClarke博士はこの考え方を披露した。これを契機に新勧告案作成作業が始まったとみることができる。

3. 低線量放射線被ばくによる発がんのリスク
ヒトの集団が低い線量の放射線を浴びた後に、放射線が原因で過剰に発生するがんのリスクを推測することは、放射線防護上重要なことであるが、その判断は易しくない。広島、長崎で原爆に被爆し、生存された方々、原爆被爆者 (Atomic Bomb Survivors) 10数万人の疫学調査で同定できるのは、被ばく線量50~100 mGy程度までのリスクまでである。それ以下の線量での影響をバックグラウンドと区別する統計学的精度 (statistical power) が得られない。

動物の照射実験でも基本的に同様の統計学的問題に直面する。実験動物の数を増やすことで理論的には対処できるはずだが、1千万匹 (10 mGy 程度の影響)、10億匹 (1 mGy 程度の影響) の実験をすることは実際上不可能と言わざるを得ない。近年生物学、特に分子生物学の進歩により放射線影響の機構解明が進み、疫学的研究の成果を補完する可能性がでてきている。

今のところ、低線量放射線被ばくによる発がんについて、「しきい値がある」という命題を証明することも、否定することもできない。したがって「証拠の重み」(weight of evidence) によって判断するしかない。現在の知見は「し

- 佐々木康人(元ICRP日本委員)による「ICRP新勧告作成の経緯と主要な論点」から(Isotope News 2007年9月号から4回連載)
- なぜ1990年勧告改訂作業が始動したのか
- Roger CLARKE委員長(当時)の呼びかけ(2000年4月広島市)を契機に新勧告案作成作業が始まった。

ICRP「良識派」主張のポイント

- 功利主義的倫理観(費用対便益論, ALARAの原則)への反省
- 個人の権利を重視した義務論的倫理観への転換、個人の防護の重視
- 単一線源からの一般公衆の最大線量として年間0.3mSv
- 無視できるレベルは年間10~20 μ Sv(過剰致死がんリスク100万人に1人)。
Cf. 化学物質規制における実質安全量(VSD)が同程度(10万分の1から100万分の1)

ICRP (国際放射線防護委員会) は低線量健康影響に科学的根拠ありとみとめている

- 「がんの場合、約100mSv以下の線量において不確実性が存在するにしても、疫学研究及び実験的研究が放射線リスクの証拠を提供」ICRP Pub.103
- 「防護の目的から、がんの発生が100mSv以下で等価線量増大に伴い当該臓器で発生すると仮定するのが科学的にもっともらしい」ICRP Pub.103

しきい値あり(100mSv以下影響なし)を否定する多数の研究

最近得られた疫学的証拠の例

- 文部科学省(2011) 前向きコホート調査 原子力施設20万人 累積被曝13.3mSv
→全がん4%増、肝がん13%増、肺がん8%
- Pearce他(2012),Lancet 後ろ向きコホート調査 医療被曝CT検査 イギリスの子ども(22歳未満約18万人) →51.13mGyで白血病3.18倍、60.42mGyで脳腫瘍2.82倍(有意)
- Eisenberg他(2011),CNAJ 後ろ向きコホート カナダの心筋梗塞患者82861名の血管造影・CT検査等 →10,20,30,40mSvごとに全がんが各3,6,9,12%増加(有意)
- Pijpe他(2012),BMJ 後ろ向きコホート 胸部X線写真・マンモグラフィー・CT検査 BRCA変異を持つ女性1993名 →14mSvで乳がん1.90倍に増加、22~43mSvで3.84倍(有意)
- Mathews他(2013) コホート研究 医療被曝CT検査 オーストラリアの小児68万人
→4.5mSv毎に小児ガンが20%増加

安全論バイアスのかかったLSSの枠組でさえしきい値ゼロを主張 (LSS第14報)

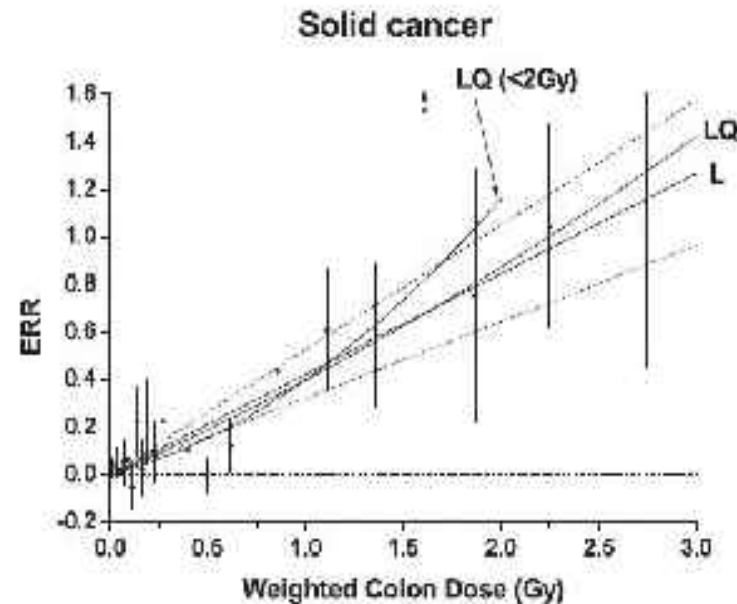


FIG. 4. Excess relative risk (ERR) for all solid cancer in relation to radiation exposure. The black circles represent ERR and 95% CI for the dose categories, together with trend estimates based on linear (L) with 95% CI (dotted lines) and linear-quadratic (LQ) models using the full dose range, and LQ model for the data restricted to dose <2 Gy.

★脱毛発症率から内部被曝線量を推定しLSSの欠陥を補正した沢田昭二氏の研究によれば2.5km地点でも1000mSvを超える

イタイイタイ病問題の始まりは？

図1 時代区分

時期		取組み内容	主なできごと
裁判前	前期 (明治～太平洋戦争)	農業被害問題に対する取組み。	神通川鉍毒対策委員会等による被害交渉。
	後期 (戦後～提訴)	農業被害問題に加え、健康被害問題について取組む。	農業被害の原因調査・補償開始。 昭和41年イタイイタイ病対策協議会発足。 裁判提起。
裁判 (昭和43年3月9日～昭和47年8月9日)			
裁判後	第1期	誓約書・公害防止協定締結。 発生源対策。 土壌復元。 患者・要観救済。	発生源各分野の委託研究、まとめ。 立入調査の開始。
	第2期	イ病隠し、公害巻き返しに対する取組み。患者認定・要観判定を求める取組み。	イタイイタイ病セミナー開始。 国際シンポジウム。 清流会館展示室整備。 不服審査、行政訴訟。
	第3期	将来体制の検討	

イタイイタイ病運動史研究会：語り継ぐイタイイタイ病住民運動
—富山・神通川流域住民のたたかい，桂書房(2011)

1. 【事前課題】 いわゆるイタイイタイ病問題は、いつごろから始まったどんな公害事件なのか、解決はどのように進んできたのか、思い出せる大事な事実を何でも書いてください。

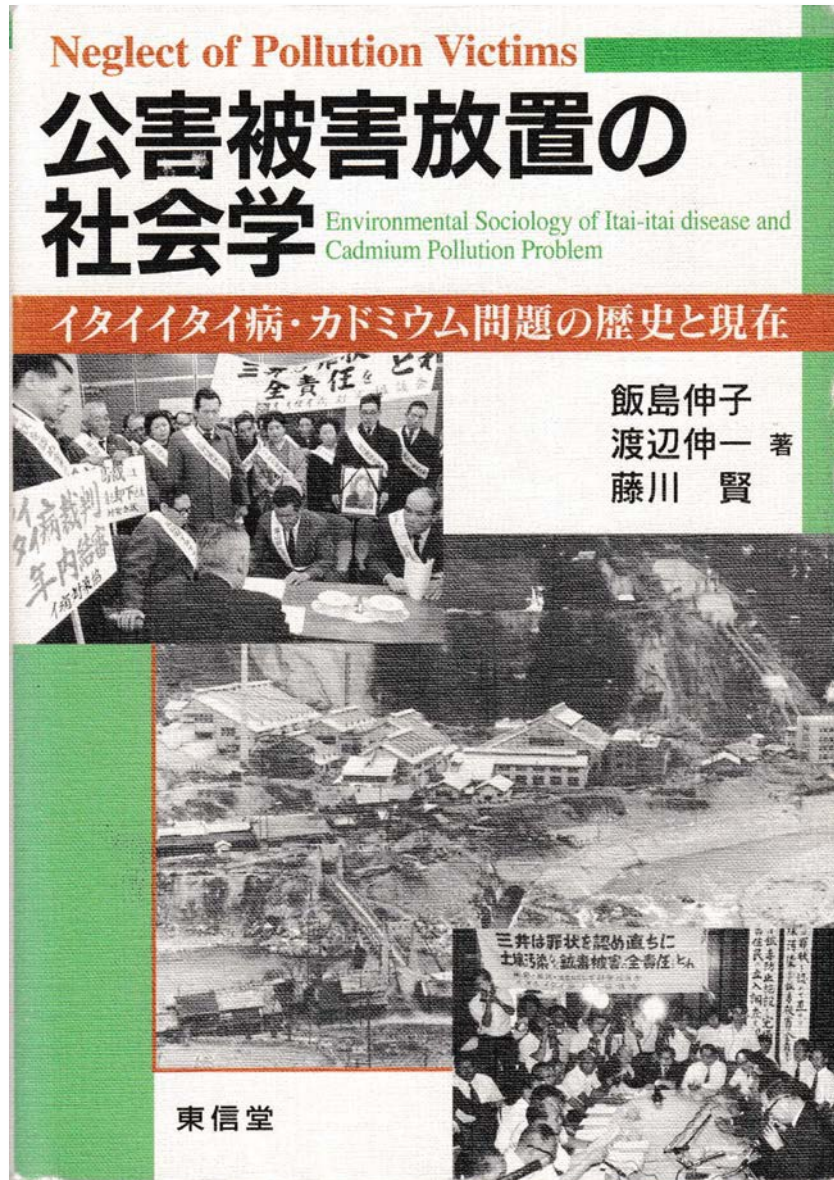
1960年ごろ、鉛のカドミウムの流出が原因で、神通川が汚染された。その水を飲んだ^{または}その水を利用した食べものを食べた富山県民が体のあまじい痛みを訴えた。そのとき人々が「イタイイタイ」と言っていたことが「イタイイタイ病」の由来である。多くの人が被害を受け、苦しんだ。四大公害病のうちの1つとなり、現在では、イタイイタイ病資料館を通して、語りがれている。

1950年代に富山県で発生した公害、

工場から神通川に排出されたカドミウム入りの汚染水により、魚の体内にカドミウムが蓄積し、その汚染された魚を人間が食べると骨がもろくなり、**急な人間**
少し動いただけでも激痛が走るようになる公害病 **は水俣病との**
激痛のあまり、患者が「イタイイタイ」と言うことからイタイイタイ病と名付けられた。 **2名同?**

戦後の高度経済成長期に工場の排水に含まれるカドミウムが原因で発症。骨がもろくなって身体を動かす度に骨折し、「イタイイタイ」と言うのが「イタイイタイ病」と呼ばれるようになった。地域のひとと原因となった会社との裁判が長年行われて、2013年に被害者の会と原因企業との全面解決がなされた。

明治起源の鉍毒事件が「高度成長の矛盾」にすり替わった



2. イタイイタイ病被害と地域社会

1. 健康被害の発生の地域と時代

神通川流域でのイタイイタイ病発生がいつ頃から始まったのかは、明らかでない。1968年の「イタイイタイ病とその原因に関する厚生省の見解」の附属資料では、1911年ごろと推定している。

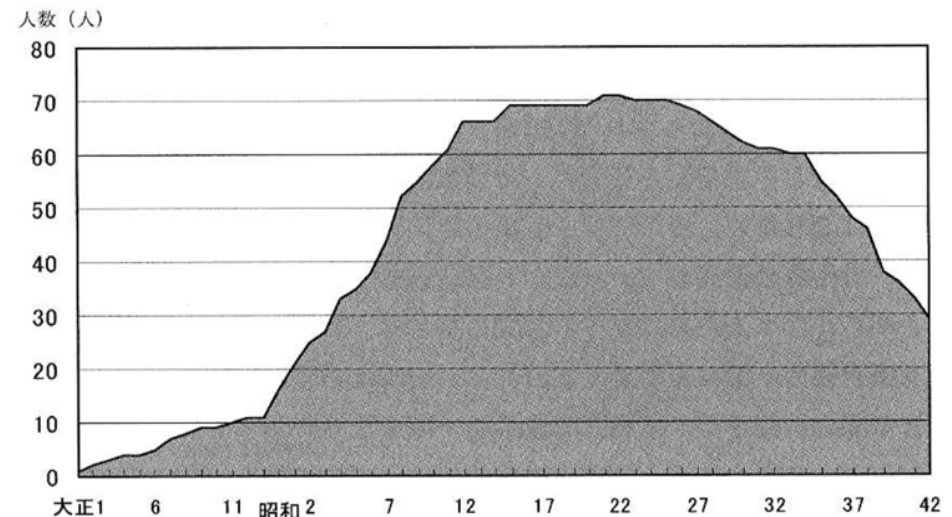


図 2-2 イタイイタイ病要治療者発病推定年次集積グラフ

出典：イタイイタイ病とその原因に関する厚生省の見解附属資料 (1968) より



判決の翌日に行われた交渉の様子

イタイイタイ病裁判の流れ

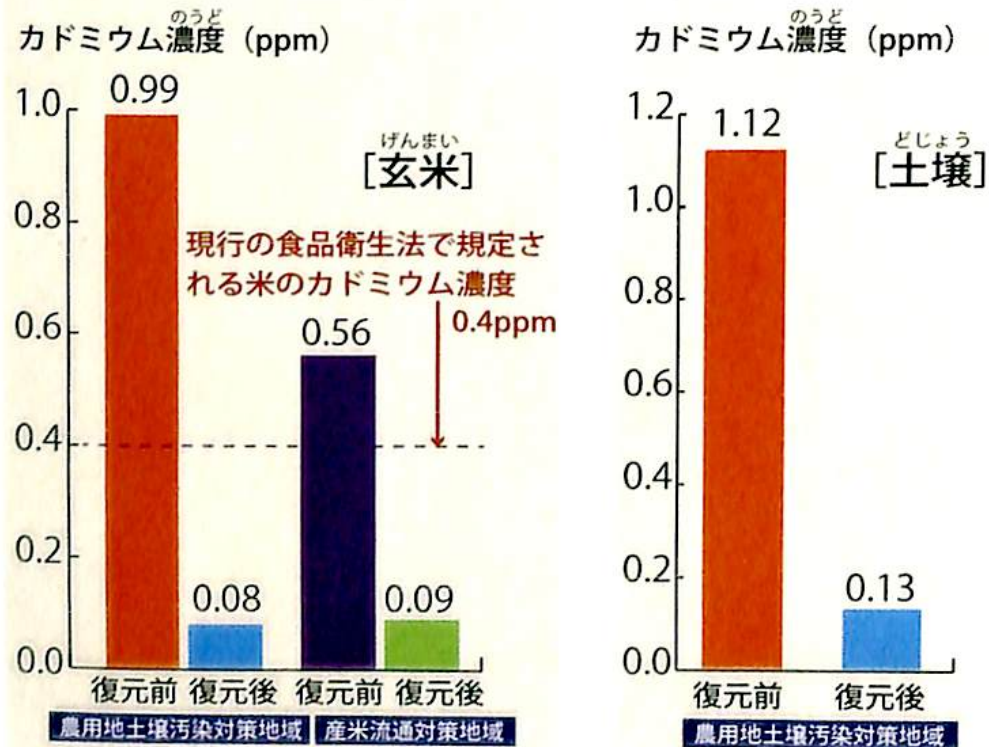
年月	できごと	
1966 (昭和 41) 年 11 月	イタイイタイ病対策協議会が結成される。	
1967 (昭和 42) 年 6 月	協議会に結集した被害住民が、三井金属鉛業に補償要求の行動を起こす。	
1968 (昭和 43) 年	1 月	イタイイタイ病訴訟弁護団が結成される。
	3 月	イタイイタイ病第1次訴訟の手続きをする。(富山地方裁判所)
	5 月	厚生省(現:厚生労働省)がイタイイタイ病を公害病と認める。
1971 (昭和 46) 年	6 月	イタイイタイ病第1次訴訟で住民側が全面勝訴する。三井金属鉛業が控訴する。
	9 月	控訴審がはじまる。(名古屋高等裁判所 金沢支部)
1972 (昭和 47) 年 8 月	イタイイタイ病第1次訴訟控訴審で住民側が完全勝訴する。	

富山県(2018年3月版)『甦った豊かな水と大地』から

名古屋高裁金沢支部で「完全勝訴」(1972年8月9日)。翌10日東京での交渉でイタイイタイ病対策協議会と原因企業三井金属とのあいだに三つの誓約書・協定書を結ぶ。

- 1 病気の原因を認め、患者の補償を行なう誓約書
- 2 発生地¹の過去未来の農業被害の補償と土壌の復元費用の全面負担の誓約書
- 3 今後公害被害を発生させないことを確約し、住民の立入調査を認める公害防止協定書

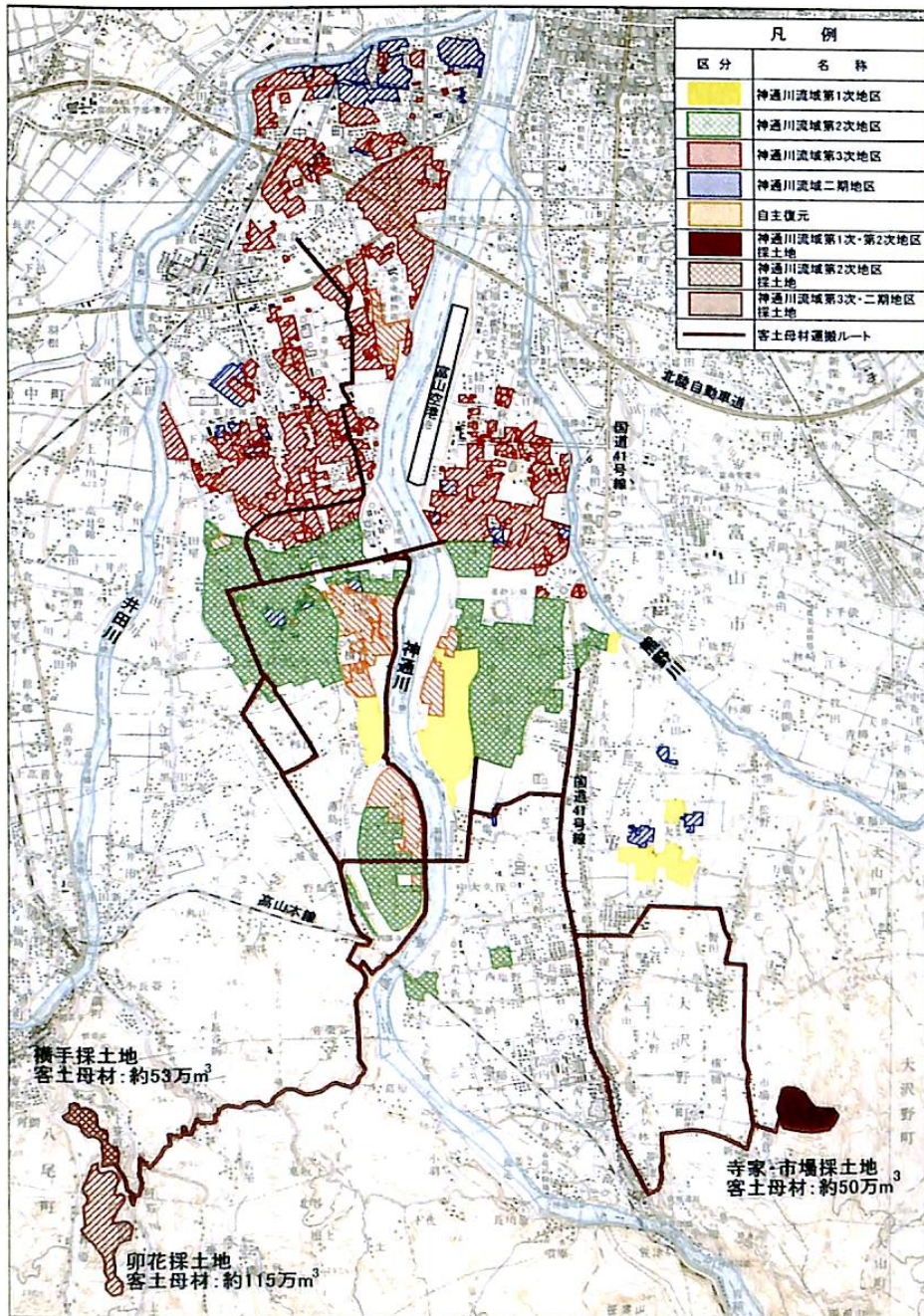
自然界値よりも低いカドミウム濃度＝日本で一番きれいなお米をめざした



復元工事前と後の玄米中および土壌のカドミウム濃度の比較

富山県(2018年3月版)『甦った豊かな水と大地』から

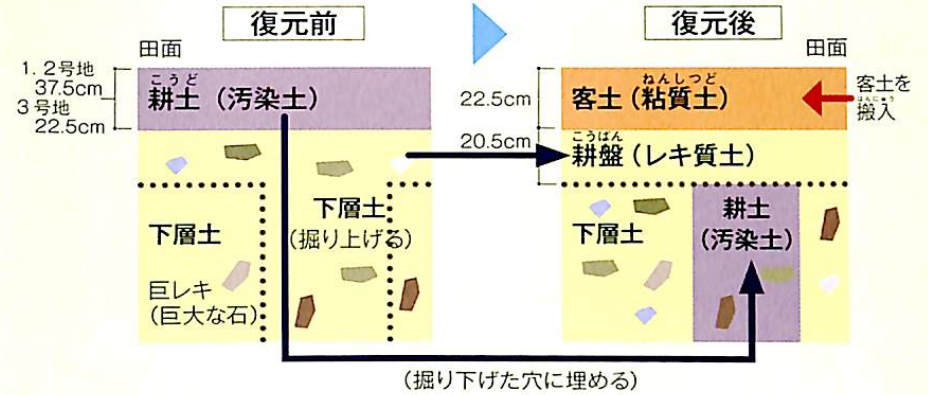




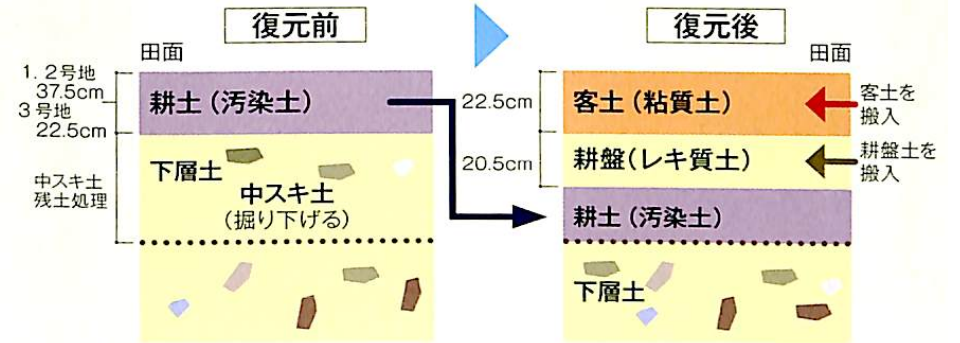
神通川流域地区の事業計画平面図

富山県(2018年3月版)『甦った豊かな水と大地』から

埋込客土工法



上乗せ客土工法



「汚染された」土地は約1680ha。
 小学校の200mトラック約6600個分
 (小学生向け副読本)

2012年3月に対策地域の土壌復元完工(高裁勝訴から40年)

誓約書

一、当社は、当社神岡鉛業所排出にかかるカドミウム等の重金属による神通川流域のイタイイタイ病発生地域における過去および将来の農業被害なくんじに土壤汚染の責任を負担する。

二、右第一項を前提として、当社は

- ① 右被害地域の汚染米とその他の対策にかかわる損害を賠償する。
- ② 右被害地域の作付制限にとりなう農民の損害を賠償する。
- ③ 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基き、右被害地域において農用地復元対策事業が行われる

場合

- A. 原因者として事業費用総額を負担する。
- B. 右事業にとりなう区画整理など被害農民の損害となる部分についてその費用を負担する。
- C. 右事業にとりなう減収などの損害を負担する。

右誓約する。

昭和四七年八月一日

東京都中央区日本橋室町二丁目一丁目地一

三井金属鉛業株式会社

代表取締役社長

尾花 三平

イタイイタイ病対策協議会



コクサ ケイ-20

三井金属

能登町鉛毒対策協議会

会長 小松 義久 殿

会長 上田 敏朗 殿

鶴坂公害対策協議会

会長 島田 伊作 殿

連星地之公害対策協議会

会長 増田 喜久雄 殿

イタイイタイ病訴訟原告弁護団

団長 弁護士 正力 喜之助 殿

ど じょう お せん せい や く
「土壤汚染問題に関する誓約書」

富山県立イタイイタイ病資料館展示から

河川は古来交通かんがいは
もちろん飲料その他生活に
欠くことのできない自然の
恵みのひとつであつてわれ
われはなんらの疑いもな
くこの恵みにすがつて生き
てきた神通川ももとよ
りその例外でない

一九七一年六月三日

イタイイタイ病裁判判決より

大雪書



関連論考(無料ダウンロード可)

放射線被曝情報の誤解と混乱は、なぜ生じたか？(2013)

<http://hdl.handle.net/10110/14687>

東日本大地震・原発震災の教訓—志賀原発風下富山県の将来に向けて、黒部川扇状地研究所研究紀要(2013) <http://hdl.handle.net/10110/11420>

東日本大震災・原発震災で明らかになった科学リテラシーの弱点—まずは「科学者の科学離れ」克服から、富山大学人間発達科学部紀要(2012)

<http://hdl.handle.net/10110/11058>

「市民研通信」電子版

低線量被曝問題はなぜ混乱が続くのか—復興をさまたげる政府の放射線安全論(2012) <http://archives.shiminkagaku.org/archives/2012/03/post-286.html>

放射線教育・リテラシーはこれでよいのか—共有すべき原点に立ち返ろう(2011)

http://archives.shiminkagaku.org/archives/csijnewsletter_010_hayashi.pdf

2011年以降、STS学会、理科教育学会などの発表もあり。いずれも無料ダウンロード可能

科学性と倫理性両立の条件：「STSが役に立たなかった」論の分析を出発点に、第16回科学技術社会論学会年次研究大会，2017年11月26日，九州大学馬出キャンパス <http://hdl.handle.net/10110/00018507>